

外国人材受入サポート事業(新規) (予算額 4270万円)

本県の外国人労働者の雇用状況について(滋賀労働局発表より)



ポイント

外国人雇用事業所数

1,855事業所で前年同期比187事業所(11.2%)増加。6年連続の増加で過去最高。

外国人労働者

17,238人で、前年同期比1,617人(10.4%)増加。6年連続の増加で過去最高。

現状における課題について

- ・新たな在留資格である特定技能外国人の制度に関する詳細情報の不足
- ・「特定技能外国人」を受け入れる企業/事業所が、出入国送迎住宅確保、生活オリエンテーション、日本語習得、各種行政手続等の支援をする必要があること
- ・企業・事業所の相談窓口がないこと 等

事業趣旨

改正入管法の施工により新たな在留資格を有する外国人材等の受入を希望する企業の増加が見込まれる
→人材不足に直面する県内企業等が外国人材を円滑に且つ適正に受け入れができるよう必要な支援を実施。

特定技能外国人受入見込(5年間)	
14分野	滋賀県
1. 介護	486人
2. ビルクリーニング	636人
3. 素形材産業	512人
4. 産業機械製造業	125人
5. 電気・電子情報関連産業	112人
6. 建設	220人
7. 造船・船用工業	一
8. 自動車整備	115人
9. 航空	一
10. 宿泊	68人
11. 農業	106人
12. 漁業	一
13. 飲食料品製造	238人
14. 外食業	164人
計	2,782人
※政府の受入見込から算出	

受け入れ機関(県内企業/事業所等)

支援計画作成

1. 入国前の生活ガイダンスの提供
2. 入国時の空港等への出迎え等
3. 住宅の確保支援
4. 在留中の生活オリエンテーション
5. 生活のための日本語習得の支援
6. 外国人社員からの相談・苦情対応
7. 各種行政手続きの情報提供
8. 日本人との交流支援
9. 非自発的離退職時の転職支援

報酬等日本人と同等以上の雇用契約



チームしが県議団4年間の取り組み

- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の制定
- 滋賀県公文書等の管理に関する条例制定
- 犯罪被害者等支援条例の制定
- 文化・スポーツを一体的に捉えるための組織改編
- 林業従事者の育成、雇用創出、販売流通促進等、林業振興
- 子どもの貧困対策(子ども食堂等)
- 盲ろう者社会参加促進事業の拡充
- 強度行動障害児者の支援

- 中小企業の事業承継支援対策
- ビワイチ観光の促進、環境整備の推進
- 主要農作物種子法廃止に伴う課題対応のための県独自の条例制定の着手
- 農水産業六次産業化の推進
- 県立学校の空調設備整備の早期実現
- 学ぶ力向上対策の推進
- インクルーシブ教育の推進
- 流域治水の取り組み



Shiga Tsukamoto

塚本茂樹

つかもと しげき

子どもに
ツケを
まわさない!

profile

滋賀県議会議員 塚本茂樹
2009年11月～2015年3月 湖南市議会議員
2015年4月～ 滋賀県議会議員

塚本茂樹事務所
〒520-3234 滋賀県湖南市中央5丁目59
TEL.0748-76-4871 FAX.0748-76-4871
E-mail : info@tsukamoto-shigeki.net

塚本茂樹 web:www.tsukamoto-shigeki.net

チームしが県議団 2月定例会議 代表質問



新年度に向けた県政の諸課題について

Q 平成31年度は、次期「滋賀県基本構想」と次期「滋賀県行政経営方針」に基づく、新たな施策の展開と行政経営に向けた第一歩を踏み出す重要な年度である。国民スポーツ大会などの大規模事業に伴う大型の財政需要への対応など、この先、財源不足が見込まれる中、今後も安定的な県民サービスを提供していくために、新年度の予算編成において、どのような方針で対応するのか伺う。

A 知事 本県財政は、今後、厳しさを増すことが予想されている。今年度は、当初予算編成に先駆け、夏頃から収支改善の検討に着手し、編成過程においても、歳入の拡大、歳出の精査に努め、最終的に約17億円の収支改善を図る取組を新年度予算案に反映した。

加えて、本県経済の持続的な発展や、県税収入の安定確保に資するよう、外国人材確保や事業承継などの中小企業向け支援や、成長分野を意識した産業の創出、大型観光キャンペーンやここ滋賀を通じた観光誘客、環境こだわり米の生産・流通拡大、「やまと健康」の取組を通じた産業の振興など、企業や事業者を支える取組についても、具体的な施策として予算案に盛り込んだ。

今後も、行政サービスを持続的・安定的に提供できるよう、財政健全化的取組を不断に進めていく。

- 救急医療について
- 観光振興について
- 女性活躍について
- インクルーシブ教育の推進と特別支援学校について
- 交通安全について

変わる滋賀、続く幸せ

「平成」という時代もあと僅か、まもなく元号が改まり、新たな時代、大きな節目を迎えるとしております。これまでの成長と発展を前提とした時代から、ますます加速化する人口減少と急激な高齢化、第4次産業革命といった目覚しい技術革新など、経験したことがない大きな変化が続いてまいります。こうした中、将来をしっかりと見据えた、長期的な展望を持って、今後直面する未知の変化にもひるむことなく、変化をチャンスと捉え、しなやかに変わり続けてまいりたいと考えております。今後とも、更なるご指導・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

新生美術館のその後について

Q 先の県議会で、知事は「神と仮の美」、「近代・現代美術」、「アール・ブリュット」という滋賀ならではの美を中心、その魅力を発信する「美の滋賀」の拠点となる美術館は、時間がかかっても必ず実現したいとの答弁があった。今回新生美術館の今後の方針を出されたが、県民や関係者の反応をどのように捉えているのか伺う。

また、「美の滋賀」のコンセプトとして、「滋賀をみんなの美術館に」「滋賀の美で人と人がつながり、人と地域がつながる。そして、県民のみなさんが心の安らぎや豊かさを覚えながら元気に暮らしている。」とあるが、改めてそうした姿を目指す「美の滋賀」づくりを行っていくべきと考えるが、見解を伺う。

A 知事 新生美術館整備に関する方針変更については、御期待いたしました関係者や県民の皆様には誠に申し訳なく思っている。こうした状況に至った経緯を真摯に受け止め、その教訓を踏まえ、整備を成就することで、大きな責任を果たしたい。

暮らしや独自の文化の中で育まれてきた、滋賀ならではの「美」を活かし、地域の魅力向上や県民の誇りにつながるよう、これからも文化芸術、アートも含めた「美の滋賀」づくりをしっかりと進めていきたい。そのためにも、「美の滋賀」の拠点となる美術館の整備が必要と考えており、近代美術館の再開館により、近・現代美術やアール・ブリュットの魅力を早期に発信し、2020年度に基本計画を見直す中で、近代美術館の機能向上と琵琶湖文化館の機能継承についても検討していく。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について

Q 条例を実効性のあるものにする重要なポイントの一つに県民への理解促進があるが、条例制定後、県民への有効な周知・啓発活動をどのようにしていくのか伺う。

A 知事 「何人も、障害を理由とする差別をしてはならない」と規定し、県民に具体的な取組を求める本条例では、県民の皆様に十分理解いただくことが重要なポイントであると認識している。

障害者差別の多くは、障害のある方への無理解や無関心、偏見により、差別と気づかず生じているものも多いことを認識し、県民の関心や意識が高まるよう、差別や合理的配慮の具体的な内容や相談窓口について、様々な機会を捉えて周知・啓発していく必要がある。具体的には、①条例の内容や相談窓口を分かりやすく記載したパンフレット等の配布。
②「障害の社会モデル」に詳しい識者などによる講演等の実施。
③事業者による合理的配慮の取組を後押しするための助成の実施。
④様々な分野の関係機関との連携による、行事や機関紙等での周知と啓発。
「自覚者は責任者」という言葉は私が大切にしている言葉。一人でも多くの県民に自覚者となつていただけるよう努め、県民の共感と実践、協働による障害者差別のない共生社会づくりを進めていく。